別表七の二付表四の記載要領第五号中「「連結欠損金個別帰属額(11)」」を「「連結欠損金個別帰属額(11)」」に改める。

別表九㈠の表を次のように改める。

別表九（一）　保険会社の契約者配当の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

				円					円
損金算入額等の計算	相互会社の場合	契約者配当の額	1		剰余金基準による益金算入額の計算	剰余金等の7%相当額の計算	当該事業年度又は連結事業年度の剰余金の額又は利益の額と契約者配当の額との合計額	8	
		受取配当等の益金不算入額（別表八(一)「14」若しくは「29」又は別表八の二「29」）	2				同上のうち団体定期保険、再保険及び心身障害者扶養者生命保険に係る金額	9	
		損金算入額 (1)－(2)	3				同上の$\frac{50}{100}$相当額	10	
	株式会社の場合	契約者配当の額	4				剰余金等の7%相当額 ((8)－(10))×$\frac{7}{100}$	11	
		受取配当等の益金不算入額（別表八(一)「14」若しくは「29」又は別表八の二「29」）	5				所得金額総計又は個別所得金額仮計（別表四「37の①」又は別表四の二付表「46の①」）	12	
		損金算入限度額 (4)－(5)	6				益金算入額 (11)－(12)	13	
		損金算入限度超過額 (4)－(6)	7						

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）